平 20 全経外第 28 号 平成 20 年 10 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何 卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

記

1. Q2について

○ 要望事項

①「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」の表記は具体性を欠くため、「売手と買手のいずれかの価格しか示されないか、市場の需給要因等により、売手が合理的な見積りに基づいて合理的に算定した価額と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」と変更していただきたい。

(理由)

流動性の乏しい金融商品は、売手と買手双方の価格が示されることのほうがまれであり、一般的には売手と買手のいずれかの価格しか示されないことが多い。また、実際の「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい」ケースとは、投売り相場などの需給関係が大きく崩れた相場で、売手が適正と考える「理論価格」と、買手が出すいわゆる「買叩き価格」が著しく異なる場合(例えば、現在の15年変動利付国債や物価連動国債など)が想定される。そのため、具体的に記載していただきたい。

② 「実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や「売手と買手の希望する 価格差が著しく大きい金融資産」の範囲に関わる判断基準について、具体 的な商品設例等を含め示していただきたい。

例えば、「昨今の市場環境下における変動利付国債は合理的に算定された 価額によることが考えられる」というような文言を追加していただきたい。

2. Q3について

○ 要望事項

合理的な見積りにもとづく時価の算出が困難なケースでは、一律に合理的な見積りにもとづく価格の算出を義務づけるのではなく、「市場価格」の使用につき、重要性・継続性等を勘案する余地がある点を明確化いただきたい。

(理由)

実務的な観点からは、市場における取引が活発でない、または市場が十分に確立・整備されていないようなケースにおいて、合理的な見積りにもとづく時価の算出が困難であるケースが想定される。

3. 今後の対応について

○ 要望事項

本実務対応報告とは別に、今月 IASB が IAS39 号を改定し、有価証券関連の振替に関する規定を米国基準へ寄せるという「コンバージェンス」(売買目的→満期保有、その他目的を許容)を実施する旨発表している。加えて従来から、米国・国際会計基準ではその他目的→満期保有目的の振替を許容している。

このまま日本基準を改定しない場合、金融商品関連の規定で日本基準と米 国・国際基準の間で基準上齟齬が発生し、現行の経済環境下では日本基準を 適用している日本企業が他国との競争上無視しかねる不利な状況に陥る可能 性が想定される。

コンバージェンスの観点からも、早急に日本基準においても米国・国際基準へ足並みをそろえるべく基準の改定を実施していただきたい。なお、国際会計基準における改定も、即日実施かつ2008年7月1日に遡って適用可能となっている点も踏まえ、日本基準においても、速やかに適用できる可能性も含め検討をお願いしたい。

以 上